

復興庁令第一号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第二条第三項第二号ニ並びに東日本大震災復興特別区域法施行令（平成二十三年政令第四百九号）第一条第二号及び第三号の規定に基づき、東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

平成二十五年三月三十日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する庁令

東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第四号中「掲げる行為若しくは」を「掲げる行為、」に改め、「規定する行為」の下に「、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）第二条第六項から第八項までに規定する行為又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年四月法律第三十一号）第一条第一項に規定する配偶者からの暴力」を加え、「及び配偶者等」を「、障害者及び配偶者」に改め、同条第三項に次の一号を加える。

四 再生可能エネルギー源を活用した小規模なエネルギーの供給に関する事業

附 則

この庁令は、平成二十五年四月一日から施行する。